ロ　通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、八〇ナノワット以下の値であること。

ハ　変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ニ　空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、一〇ミリワット以下であること。

ホ　空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

2　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること（次号の無線通信を行う場合を除く。）。

二　二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ　一、八九五・七五MHzの周波数の電波を使用すること。

ロ　通話時間は、最大三〇分であること。

ハ　通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

三　同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

第四十九条の八の三中「前条」を「第四十九条の八の二」に、「の各号の」を「に掲げる」に、「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同条第二項中「ニ、ト及びチ」を「ハ、ヘ及びト」に改め、同条第三項中「ハ」を「ロ」に、「次の」を「次に掲げる」に、「呼出名称」を「識別符号」に改める。

第五十七条の三ただし書中「デジタルコードレス電話の無線局」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」に改める。

別表第一号中

9　デジタルコードレス電話の無線局	3
10　小電力データ通信システムの無線局	50

を

9　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
10　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
11　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
12　小電力データ通信システムの無線局	50

に改める。

別表第二号第27中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同表に次のように加える。

第58　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、1,728kHzとする。

第59　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、2,400kHzとする。

別表第三号20中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同表50中「1から49まで」を「1から51まで」に改め、同50を同表52とし、同表49の次に次のように加える。

50　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2⑴及び⑵並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　スプリアス領域（⑶に掲げる周波数帯を除く。）における不要発射の強度の許容値

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−36dB（1mWを0dBとする。以下この50において同じ。）以下の値

⑵　帯域外領域（⑶に掲げる周波数帯を除く。）における不要発射の強度の許容値

ア　中心周波数からの離調が864kHzを超え1,228kHz以下の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が−5.6dB以下の値

イ　中心周波数からの離調が1,228kHzを超え2,592kHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−9.5dB以下の値

ウ　中心周波数からの離調が2,592kHzを超え4,320kHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−29.5dB以下の値

⑶　1,891.296MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.848MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値

ア　1,892.846MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.754MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が−31dB以下の値

イ　1,891.296MHzを超え1,892.846MHz以下及び1,906.754MHz以上1,906.848MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値

51　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2⑴及び⑵並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−36dB（1mWを0dBとする。以下この51において同じ。）以下の値

⑵　帯域外領域における不要発射の強度の許容値

ア　中心周波数からの離調が1.7MHzを超え2.5MHz以下の周波数帯においては、800kHzの帯域幅における平均電力が−9.8dB以下の値

イ　中心周波数からの離調が2.5MHzを超え3.8MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−29dB以下の値

ウ　中心周波数からの離調が3.8MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値